

04核管東第063号  
令和4年8月30日

原子力規制委員会 殿

申請者 住 所 東京都台東区東上野1丁目28番9号  
名 称 公益財団法人核物質管理センター  
代表者氏名 理事長 下村 和生

### 計量管理規定の変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の8第1項の規定に基づき、下記のとおり計量管理規定の変更の認可を申請いたします。

1. 名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名

氏名又は名称 公益財団法人核物質管理センター  
Nuclear Material Control Center  
代表者氏名 理事長 下村 和生  
住 所 〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目28番9号

2. 使用の場所の名称及び所在地

名 称 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター  
(MBA符号: )  
Nuclear Material Control Center Tokai Safeguards Center  
所 在 地 〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の53  
2-53, Aza Shirane Shirakata, Tokai-Mura, Naka-Gun, Ibaraki

3. 核燃料物質使用許可年月日及び番号

平成25年12月13日 原規研発第1312131号

4. 事務上の連絡先

名 称 公益財団法人核物質管理センター 東海保障措置センター  
書類郵送先 〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方字白根2番地の53  
連絡者の氏名  
電話番号  
電子メールアドレス  
FAX番号

5. 変更の内容

添付資料のとおり

6. 変更の理由

公益財団法人核物質管理センターの組織改正に伴う変更

東海保障措置センター 計量管理規定 新旧対照表

変更前 (現行)	変更後	変更の理由・備考
<p>東海保障措置センター 計量管理規定 平成31年2月 公益財団法人核物質管理センター</p> <p>目次 (変更なしのため省略)</p> <p>第1条～第4条 (変更なしのため省略)</p> <p>(組織及び職務)</p> <p>第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、東海センターに計量管理責任者をおくものとする。</p> <p>2 東海センターにおける計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行うものとする。</p> <p>3 東海センターにおける計量管理責任者は、東海検査部長とする。</p> <p>第6条～第26条 (変更なしのため省略)</p> <p>附則(昭和54年2月21日 53連第4号) この規定は、昭和54年2月27日から施行する。</p> <p>附則(昭和55年12月24日 55連第2号) この規定は、昭和55年12月24日から施行する。</p> <p>附則(昭和63年10月25日 63連第3号) この規定は、昭和63年10月25日から施行し、昭和63年10月1日から適用する。</p> <p>附則(平成11年12月10日 11連第12号) この規定は、平成11年12月10日から施行する。</p> <p>附則(平成16年7月9日 16連第3号) この規定は、平成16年7月9日から施行する。</p> <p>附則(平成24年4月24日 24連第10号)</p>	<p>東海保障措置センター 計量管理規定 令和4年 月 公益財団法人核物質管理センター</p> <p>目次 (変更なしのため省略)</p> <p>第1条～第4条 (変更なしのため省略)</p> <p>(組織及び職務)</p> <p>第5条 計量管理に関する業務を適切に行うために、東海センターに計量管理責任者をおくものとする。</p> <p>2 東海センターにおける計量管理は、計量管理責任者の責任の下に行うものとする。</p> <p>3 東海センターにおける計量管理責任者は、検査分析部次長(分析担当)とする。</p> <p>第6条～第26条 (変更なしのため省略)</p> <p>附則(昭和54年2月21日 53連第4号) この規定は、昭和54年2月27日から施行する。</p> <p>附則(昭和55年12月24日 55連第2号) この規定は、昭和55年12月24日から施行する。</p> <p>附則(昭和63年10月25日 63連第3号) この規定は、昭和63年10月25日から施行し、昭和63年10月1日から適用する。</p> <p>附則(平成11年12月10日 11連第12号) この規定は、平成11年12月10日から施行する。</p> <p>附則(平成16年7月9日 16連第3号) この規定は、平成16年7月9日から施行する。</p> <p>附則(平成16年7月9日 16連第3号) この規定は、平成16年7月9日から施行する。</p>	<p>組織改正に伴う変更</p> <p>3. 組織改正に伴い、部室名称を変更するため。</p>

本規定は、計量管理規定の変更認可の日（平成24年4月24日）から施行する。  
附 則（平成31年2月14日 30連第8号）  
本規定は、計量管理規定の変更認可の翌日（平成31年2月15日）から施行する。

別表第1 ～ 別表第5  
（変更なしのため省略）

附 則（平成24年4月24日 24連第10号）  
本規定は、計量管理規定の変更認可の日（平成24年4月24日）から施行する。  
附 則（平成31年2月14日 30連第8号）  
本規定は、計量管理規定の変更認可の翌日（平成31年2月15日）から施行する。  
附 則（令和4年 月 日 連 号）  
本規定は、原子力規制委員会の認可日以降、理事長が別に定める日をもって施行する。

別表第1 ～ 別表第5  
（変更なしのため省略）

組織改正に伴う変更